

霧島市条例第64号

令和4年12月26日

霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円を「250円」に、「160円」を「140円」に、「250円」を「200円」に改め、備考に次のように加える。

- 5 使用者が児童生徒の場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。